

# Spc jinjiken news

## 最低賃金引上げ、全国平均780円 生活保護との「逆転現象」が全国で解消 (8月29日)

厚生労働省は28日、2014年度の最低賃金が全国平均で時給780円となり、前年度より16円上昇したと発表した。これにより最低賃金で働いた場合の収入が、生活保護の水準を下回るいわゆる「逆転現象」は、改正最低賃金法が2008年に施行された後、初めてすべての都道府県で解消される。

## ブラック企業 無料相談窓口を開設、夜間・休日にも相談可能へ (8月28日)

厚生労働省は年9月1日から、夜間や休日に電話で無料の労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」(フリーダイヤル0120・811・610)を開設する。違法な時間外労働・過重労働で若者らを使い捨てる「ブラック企業」対策が目的。本人以外にも家族や友人ら誰でも利用可能で、弁護士や社会保険労務士など労働問題に詳しい相談員が対応する。日中は労働基準監督署や労働局にある「総合労働相談コーナー」で受け付け、夜間や土日にも窓口を設ける。開設時間は、水曜日以外の平日午後5時～10時と土日の午前10時～午後5時。年末年始を除き来年3月末まで実施する。

## 女性の管理職割合が微減 6.6%に(8月20日)

厚生労働省が「雇用均等基本調査」の結果を発表し、2013年度の管理職に占める女性の割合が6.6%(前回調査比0.2

ポイント減)となったことがわかった。女性比率を2020年までに30%に高める政府目標からは程遠い状況。

## 「マイナンバー制度」でコールセンターを設置へ (8月17日)

政府は、内閣府に「共通番号(マイナンバー)制度」(2016年1月スタート)に関するコールセンターを設置する方針を明らかにした。企業や個人からの問合せに対応し、制度の周知を図るため、今年10月をメドに設置する。

## 女性管理職のいない企業は5割超 (8月15日)

女性管理職(課長級以上)がいない企業が全体の51.5%、女性役員がいない企業が61.7%であることが、帝国データバンクの調査で明らかになった。管理職に占める女性の割合は大企業では4.4%にとどまったが、小規模企業では9.1%で、大企業ほど女性登用が進んでいないことがわかった。

## 個人情報管理の指針を見直しへ 9月に新指針 (8月15日)

茂木経済産業大臣は、個人情報保護に関するガイドライン(指針)について、9月をメドに見直す方針を明らかにした。ベネッセホールディングスによる顧客情報流出事件を踏まえ、企業内における情報管理や情報の委託先企業への監督を強化する。



### 「固定残業代」導入企業の約9割が求人票に不適切記載 (8月9日)

「固定残業代」を導入している企業がハローワークに出した求人票のうち、約9割に不適切な記載(残業時間等の不明記を含む)があったことが、「ブラック企業対策プロジェクト」の調査でわかった。同プロジェクトは、長時間労働の温床になっているとして、実態調査を進めるよう厚生労働省に申入れを行った。

[関連リンク]ブラック企業対策プロジェクト  
<http://bktp.org/>

### 国年が5年連続・厚年が3年連続の黒字決算 (8月9日)

厚生労働省は、公的年金の平成25年度における収支決算(時価ベース)を発表し、国民年金が約5,633億円、厚生年金が7兆9,184億円の黒字となったことがわかった。黒字となったのは国民年金が5年連続、厚生年金が3年連続。

[関連リンク]

厚生年金・国民年金の平成25年度収支決算の概要

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000053720.pdf>

### 4年制大卒者の就職率が4年連続で改善 69.8% (8月8日)

文部科学省が「学校基本調査」(速報値)の結果を発表し、今春に4年制大学を卒業した人の就職率が69.8%(前年度比2.5ポイント上昇)となり、4年連続で改善したことがわかった。正規雇用者の割合は65.9%で、同省では「景気の回復傾向が数値に表れた」としている。

### 労災事故による死亡者 上半期は437人に増加 (8月5日)

今年1月から6月までに労災事故で亡くなった人が437人(前年同期比71人増)だったことが、厚生労働省の調査でわかった。同省では「景気の回復による人手不足で、経験が足りない労働者が増えたことが影響した」と分析している。

[関連リンク]

「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施(8月5日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000053429.html>

### 上司のパワハラでうつ病に サントリーに賠償命令 (8月1日)

サントリー(現サントリーホールディングス)で勤務していた男性が、上司のパワハラでうつ病になり、休職せざるを得なくなったとして、会社側に約2,400万円の損害賠償を求めている訴訟で、東京地裁(本多知成裁判長)は31日、「上司の言動は指導として許される限度を超えていた」とし、約290万円の支払いを命じた。判決によると、男性は2006年4月に配属されたグループで指示通りの成果を残せず、上司から「新入社員以下だ。もう任せられない」「何で分からない。おまえはばか」などと言われていた。2007年4月にうつ病と診断され、上司に休職を願い出たところ「有給休暇で消化してくれ」「休みを取るなら異動の話が白紙になる」などと返答され、男性は同年6月に別部署に異動後、2008年7月まで休職した。本多知成裁判長は「上司の言動でうつ病を発症し、回復のため速やかに休職する機会も奪われた」と指摘し、違法な対応だったとの判断を示した。



## トピックス● キャリアアップ助成金(処遇改善コース)「職務評価加算をご存知ですか？」

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に、正規雇用への転換、人材育成等のキャリアアップを促進する取り組みを実施した事業主を助成する制度です。

この助成金のうち、「処遇改善コース」は、すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル(基本給を決める際の単価表)を改訂し、増額させた場合に助成するものです。

このコースにおいて、処遇改善に当たって「職務評価」を活用した場合は、職務評価加算を受けることができます。

### キャリアアップ助成金(処遇改善コース)の概要

要件	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改訂し、 <b>3%以上(※)増加させた場合に助成</b> ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は <b>2%以上の増加でOK</b>
助成額	基本的には、①の額を支給。 職務評価の手法を活用する場合は、②の額を加算。 ① <b>1人当たり1万円(大企業7,500円)</b> 注. 1年度・1事業所100人まで ② <b>1事業所当たり10万円(大企業7万5,000円)(※)</b> ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、 <b>1事業所当たり20万円(大企業15万円)</b> と助成額が2倍！ 注. 1年度・1事業所1回まで

### <職務評価とは>

職務の大きさ(業務内容・責任の程度)を比較し、その職務に従事する労働者の処遇が、職務の大きさに応じたものとなっているかどうか、現状を把握することをいいます。

職務評価の手法については、厚生労働省において「単純比較法」、「分類法」、「要素比較法」、「要素別点数法」を紹介していますが、どの手法を用いてもよいこととされています。

なお、「単純比較法」と「分類法」による職務評価の手法を使う場合、職務分析(職務に関する情報を収集・整理し、職務の内容を明確にすること)を行うことが必要です。

☆職務分析や職務評価については、改正パートタイム労働法の施行を控え、厚生労働省が力をいれてその実施を奨励しているところです。非正規雇用の労働者の処遇を見直し、戦力化することが、企業にとって重要と判断しているからでしょう。

「職務評価」の手法を含め、細かな受給要件については、いつでもお尋ねください。

## 新情報！ ● 平成 26 年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

第 42 回中央最低賃金審議会において、平成 26 年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

### 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額の表示については、平成 14 年度以降時間額のみで示すこととなっています。

### 平成 26 年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、Aランク 19 円、Bランク 15 円、Cランク 14 円、Dランク 13 円です。

ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### 注. 最低賃金が生活保護水準を下回る逆転現象の状況

現在、5都道府県(北海道、宮城県、東京都、兵庫県、広島県)で、最低賃金が生活保護水準を下回っていますが、今回の目安どおりに引き上げが実施されると、全都道府県において、最低賃金が生活保護水準を上回るようになります。

☆ 本年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 16 円です(目安段階で見ると、時給で表示されるようになった平成 14 年度以降で最大の増加幅)。今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることになります。

正式に決定された折には、各都道府県の地域別最低賃金の一覧表をご紹介します。